# くまもと農業人財確保支援事業実施要領

（趣旨）

第１条

くまもと農業人財確保支援事業費補助金（以下「補助金」）の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号。以下「規則」という）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（目的）

第２条

人口減少と高齢化、これまでの新型コロナウイルス感染拡大に伴う入国制限等の影響により、本県における農業分野の人手不足は深刻な状況であり、安定した雇用の確保と人材の有効活用が課題となっている。

本事業は、県内農業現場において多様な人材（外国人材、障がい者）を継続的に確保する取組みを支援し、安定した人材確保の仕組みを定着させるとともに、本県農業の維持・発展に繋げることを目的とする。

（用語の説明）

第３条

この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）人材

本事業において確保の取組みを支援する人材である特定技能外国人及び障がい者。

（２）産地間連携

繁忙期の異なる産地が連携し、特定技能外国人の周年労働環境充実に寄与する取組み。

（３）農福連携

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現する農福連携の推進のための取組み。

（４）周年労働環境

農閑期の余剰人員の有効活用により年間の労働作業量を確保すること。

（事業の内容）

第４条

本事業の内容は、次の各号に定めるところによる。

（１）産地間連携事業

人手不足の解消や特定技能外国人の周年労働環境を確保するため、繁忙期の異なる産地が連携し、人材の有効活用を図るための取組みを実施する法人等に対する費用を補助する。

（２）農福連携窓口設置事業

農福連携の推進のため、農福連携の取組みについて相談できる総合窓口を設置し、農業者と福祉事業所とのマッチングや、調整業務等を行う取組みを実施する法人等に対する費用を補助する。

（事業主体）

第５条

本事業の実施主体は別表１に定める要件を満たす団体であって、公募により選定された団体とする。

（補助対象経費）

第６条

本事業の補助対象経費及び補助率は別表２のとおりであり、本事業の対象として明確に区分することができるもので、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

（事業実施計画の承認及び変更承認）

第７条

要項第３条の事業家実施計画書は、別記１様式第１号から第２号とする。また、要項第５条第１項の事業変更計画書の様式は、別記１様式第１号から第２号を準用する。

（補助金の交付申請及び変更交付申請）

第８条

要項第６条第２項第１号の事業計画書の様式は、別記様式第１号から第２号とする。また、要項第８条第２項の事業変更計画書の様式は、別記様式第１号から第２号を準用する。

（補助金交付決定前着手）

第９条

要項第９条に規定する補助金交付決定前着手承認申請書は別記１様式第３号とする。

知事は、前項の規定による承認の申請がなされたものについて、適当と認めたときは、別記様式第４号により申請者へ通知するものとする。

（実績報告）

第１０条

要項第１３条第２項第１号の事業実績書の様式は、別記様式第１号から第２号を準用する。

（事業実施報告）

第１１条

事業実施主体は、事業実施年度から３年間、毎年事業計画に定めた目標に対する実施状況を翌年度７月末までに、別記様式第５号により知事に報告するものとする。

（財産処分の制限）
第１２条
　　要項第１７条１項に規定する期間は、別表２に定める期間とする。

（事業の推進）
第１３条
　　事業実施に当たっては、所期の目的を達成するため、行政、農業団体及び法人等が相互に連携し、事業の円滑な推進を図るものとする。

（その他）
第１４条
　　本事業の実施については、規則、要項及びこの要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附　則
この要領は、令和５年４月４日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

（別表１）実施主体

| 事業 | 実施主体 | 要件 |
| --- | --- | --- |
| 産地間連携事業 | １　農業法人<br>２　農業協同組合<br>３　その他県が実施主体として認めた団体 | １　特定技能外国人の周年労働環境を確保するため、繁忙期の異なる県内産地が連携し、人材の有効活用を図ることで、人手不足の解消に取り組むこと<br>２　事業の手続きを適正に行うため、組織体制や意識決定、財務管理等に関する明確な運営規約が定められていること<br>３　特定技能制度による労働力確保に関する知見を有していること |
| 農福連携窓口設置事業 | １　ＮＰＯ法人<br>２　農業協同組合<br>３　その他県が実施主体として認めた団体 | １　農福連携における総合窓口の設置及び農福連携を希望する県内全ての農業者及び福祉事業者のマッチングを支援できること<br>２　事業の手続きを適正に行うため、組織体制や意識決定、財務管理等に関する明確な運営規約が定められていること<br>３　福祉側との連携は、農福連携コーディネーター（障がい者支援課内）と協力し、推進すること<br>４　農福連携に関する知識を有すること<br>５　HP 等で取組みを広く周知できること |

（別表２－１）産地間連携事業補助対象経費

| 補助対象経費 | 補助率 | 処分制限期間 |
|---|---|---|
| １　産地間連携を行う特定技能外国人の居住施設確保に必要な経費<br>(1) 居住施設の整備費<br>事業実施から３年以上外国人材の受け入れのために使用する居住施設に係る整備費のうち、次の経費<br>住居の取得に係る費用、中古住宅のリフォーム等に係る費用、ライフラインの整備費用、Wifi 工事費用<br>(2) 居住施設確保に係る宿舎の借上げ費用<br>① 他産地からの受入れ時の宿舎借上げ費用<br>② 他産地への送出し時に空室となる宿舎の借上げ費用 | 1(1)　2分の1以内（上限1地区300千円以内、1事業主体1回限り）<br>(2)①②　2分の1以内（上限1箇所100千円以内、但し外国人材1人あたり30千円以内） | 1(1)により整備した建物及び設備等：３年 |
| ２　産地間連携事業実施に必要な交通費等であって、別途規定する旅費規程に基づき適当と認められる経費<br>(1) 産地間連携の各種調整に係る旅費<br>(2) 特定技能外国人が産地から通う場合に必要な以下の経費<br>公共交通機関利用料金、レンタカー使用料等<br>(3) 特定技能外国人が産地から移転する場合に必要な以下の経費<br>引っ越しに係る経費、レンタカー使用料等 | 2　2分の1以内（上限1箇所150千円以内、但し外国人材1人あたり50千円以内） | 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）第５条に定める期間を準用。 |
| ３　特定技能外国人の日本語教育支援及び地域住民との交流に係る経費<br>(1) 日本語教育支援に必要な以下の経費<br>講師への謝金、教室等への委託費、講習の受講料、教材の購入費用、研修会の参加費用等<br>(2) 地域住民との交流イベント実施等に係る以下の経費<br>イベント等の主催に係る経費（飲食代を除く経費に限る）、県域や地域の気候風土に接するイベントへの参加費等 | 3　2分の1以内（上限1箇所100千円以内） | |

（別表２－２）農福連携窓口設置事業補助対象経費

| 補助対象経費 | 補助率 | 処分制限期間 |
| --- | --- | --- |
| １　農福連携窓口設置事業実施に必要な経費<br>(1)報　酬：<br>　資料整理、事務補助、各種調査、資料収集等業務のために雇用した農福連携担当職員に対する報酬<br><br>(2)報償費：<br>　運営や研修のための講師等、専門知識の提供や資料収集等の協力者に対する謝礼<br><br>(3)旅　費：<br>　会議、情報収集、研修会、巡回指導等の活動に係る経費、研修等の講師旅費等<br><br>(4)一般需用費：<br>　パンフ、ポスター及び資料等の印刷に係る経費<br>　事業実施のため必要な物品の購入に要する経費（１品当たりの取得価格が３万円未満の物品等に限る）<br><br>(5)一般役務費：<br>　通信運搬に係る経費、収入印紙・証紙等購入費（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は除く。）。<br><br>(6)委託料：<br>　マッチングイベント開催や各種広報活動等、事業の一部分を他の団体に委託するために必要な経費（第三者に委託することが必要かつ合理的な業務に限り委託可とする。全事業費の３分の１以内とする）。<br><br>(7)使用料及び賃借料：<br>　会議室・研修会場使用料、高速料金利用料等<br><br>(8)その他：<br>　事業実施のため必要となる経費であって(1)から(7)の費目に該当しない経費 | １　定額<br>（上限 5,587 千円以内） | 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令　第１８号）第５条に定める期間を準用 |